

5月3日は
憲法記念日

憲法週間行事のご案内



さいたん

憲法記念日(5月3日)を中心とした5月1日から7日までの1週間は「憲法週間」です。この期間は、憲法の意義を再確認するとともに、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割などを理解していただくきっかけとなるようにと設けられました。

裁判所、検察庁、法務局、弁護士会及び法テラスでは、記念行事を次の通り共催で開催します。この機会にどうぞお気軽にご参加ください。

法曹関係機関の業務を知ろう！



裁判所、検察庁、法務局、法テラスなどの各機関の役割や業務の説明を行います。

また、秋田地方裁判所の法廷施設の見学(裁判傍聴ではありません。)や裁判官の法服を試着しての写真撮影などを予定しています。

◆開催日時：5月8日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

◆開催場所：秋田地方・家庭裁判所
(秋田市山王七丁目1-1)

◆申込方法：本チラシの下部をご覧ください。

◆申込定員：30人(予約制、先着順)

※裁判所は、現在工事のため、駐車場の利用台数に限りがあります。公共交通機関の利用に御協力をお願いいたします。



【申込方法】裁判所へ電話でお申し込みください。

【申込期間】4月15日(月)から4月19日(金)まで
受付時間8時30分から午後5時00分まで

【申込先】秋田地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

電話 018-803-0181



さいニャン